



家財整理という生活支援 ——現場と制度の交差点

第2回

「ごみ屋敷」はなぜ発生するのか？
——支援に求められる環境と福祉の観点



（株）エツリン 経営戦略室室長
兼 那須烏山支店長
亀田考明



担当者は、「ある時を境に、家の中を全く見せてくれなくなっただんです……」。おかしいとは思っていたのですが」と振り返る。家主は生活保護を受給しており、身体障害を抱えているという。

室内も同様だった。PETボトルや缶詰、バックご飯などの生活ゴミが溢れ、動線はほとんど残されていない。ごみが地層のように押し固められた、わずかなスペースだけが生活の場だった。

一部屋だけで30㎡を超えるごみの量にのぼる。リユース品を見つけ出すことは難しく、処分費用がそのままかかる。「本人の支払い能力が乏しい。できれば割賦払いで対応してもらえないか」。現場では、こうした相談が持ち込まれることも少なくない。

ただ、民間業者である以上、支払いが滞るリスクのある案件に踏み込むことには、どうしても慎重にならざるを得ない。

傍目にはごみに映つても、あくまで家主の所有物である。ごみ屋敷を整理する明確な法的枠組みは限られており、居住者自身がごみを「財産」と主張すれば、行政の介入は難しくなる。当社でも、過去には、敷地や

家屋内に放置された大量の衣服類を「これは宝物なので」と評され、片付けになかなか踏み込めないケースもあった。こうした案件では、迅速な対応を求める行政側の思いとは裏腹に、家主との丁寧な信頼関係の構築が求められる。

いわゆる「ごみ屋敷」と呼ばれる現場の背景には、共通する要因がある。全国約90社の家財整理・遺品整理業者が加盟する一般社団法人「家財整理相談窓口」の大邑政勝代表理事は、「原因の多くはだらしないさではない。精神疾患や身体機能の低下、社会的孤立が重なった結果だ」と指摘する。

2024年に全国181事例を対象に行われた総務省の調査でも、こうした事実の約7割で、居住者が健康面か経済面の課題を抱えていることが確認されている。さらに119の未解消事例のうち、約6割のケースでは、本人が解消を望んでいなかった。

生活の崩れは、ある日突然起きるわけではない。外出の機会が減り、人との接点が途切れ、室内の状況を誰も把握できなくなる。ごみは少しずつ積み重なり、気づいたときには手を付けにくい状態にいたる。

一方で、同じ調査では約8割の事例で悪臭や害虫など、周辺環境への影響が発生しており、問題は個人の生活にとどまらない。

ごみ屋敷問題に直接対応する国の法律はないものの、一部の自治体では、行政代執行による強制撤去や罰則を盛り込んだ条例が整備されている。

ただ、実際の適用は多くない。手続きの負担に加え、強制措置に対する慎重な姿勢が背景にある。仮に撤去が実現しても、同様の状態が繰り返されるケースもあり、対応は難しい。

一度ごみ屋敷が発生すれば、行政でも民間でも、解決には膨大な費用と手間がかかる。問題が深刻化する前の段階から、環境と福祉の双方の観点を踏まえた支援が、行政・民間の双方に求められている。

亀田考明（かめだ たかあき）

2018年に大手新聞社に入社後、栃木県政キャップや本社政治部などを担当。記者時代の取材を通じて、ダイヤモンド・プリンセス号のコロナ除菌を手がけたエツリンと出会う。昨年7月、「超高齢社会の最前線を見たい」との思いから一念発起し、家財整理・遺品整理業界へ。同社の経営戦略室長として企業戦略の立案・実行に携わる傍ら、孤独死やセルフネグレクト、廃棄物問題など、さまざまな現場から情報を発信している。とちぎ未来大使。